

平成30年3月2日

第109回 遠野市農業委員会総会議事録

第109回遠野市農業委員会総会（新体制初総会）議事録

告示年月日 平成30年2月24日
告示番号 遠野市告示第16号
会議年月日 平成30年3月2日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎 大会議室
出席委員 1番 菊池靖、2番 白金英子、3番 多田登、4番 古屋敷徳夫、
5番 佐々木誠一、6番 佐々木恵美子、7番 新田佐悦、8番 河内克倫、
9番 綱木秀治、10番 多田靖志、11番 佐々木義弘、12番 鈴木重徳、
13番 鬼原壽一、14番 田中ナオ子、15番 菊池清重、16番 小向幸子、
17番 奥寺晴夫、18番 奥友康悦、19番 千葉勝義
会議に出席した職員 遠野市農林畜産部長 古川 憲
事務局長 河野和浩
次長兼農業振興係長 菊池今英
農地係長 千葉芳治
本日の案件 第109回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
議事日程
日程第1 仮議席指定
日程第2 議事録署名委員指名及び会議書記指名
日程第3 会長の互選について
日程第4 会長職務代理者の互選について
日程第5 議席の決定について
日程第6 議案第73号 遠野市農業委員会規則の一部を改正する規則につ
いて
日程第7 議案第74号 遠野市農業委員会会議規則の一部を改正する規則
について
日程第8 議案第75号 遠野市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓
令について
日程第9 議案第76号 家族経営協定推進アドバイザー設置要項の一部改
正（案）について
日程第10～35 議案第77～102号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
日程第36 農政専門委員会委員の互選
日程第37 農地専門委員会委員の互選
日程第38 農政専門委員会委員長の互選
日程第39 農政専門委員会副委員長の互選
日程第40 農地専門委員会委員長の互選
日程第41 農地専門委員会副委員長の互選
日程第42 地区担当割について
日程第43 家族経営協定推進アドバイザーについて
日程第44 「農業委員会だより」の編集委員について
日程第45 遠野市農業者年金加入推進班長について
開会時刻 午前8時50分

農林畜産部長	<p>【臨時議長指名】 農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により、第 109 回遠野市農業委員会総会を進行いたします。会長が選出されるまでの間、遠野市農業委員会規則第 4 条第 3 項の規定により年長の委員が臨時に議長の職務を行うことになっています。出席委員中、佐々木誠一委員が年長委員であり臨時の議長となりますので、よろしくお願ひ申し上げます。佐々木誠一委員、議長席にご移動願ひます。</p>
臨時議長	<p>ただ今紹介いただきました佐々木誠一です。会長が選出されるまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。ご協力をお願いします。 農林畜産部長退席のため暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
臨時議長	<p>【遠野市農業委員会憲章朗唱】 再開いたします。会議に先立ち農業委員会憲章を朗唱いたします。ご起立願ひます。局長が前段を朗唱いたしますので後段をご唱和願ひます。</p> <p>〔「遠野市農業委員会憲章」朗唱〕</p>
臨時議長	<p>【会議の成立報告】 会議の成立について報告いたします。委員 19 名中、出席 19 名、欠席なし。よって、会議規則第 11 条の規定により本会は成立します。欠席の届出は、なしであります。審議に入る前をお願いします。質疑等で発言するときは挙手し、議長の指名を得て、発言願ひます。 なお、会議において委員の呼称は議席番号となっておりますが、議席番号が決定されていないことから、議席が決まるまでは氏名とさせていただきます。また、議長からの指名も同様、氏名とさせていただきます。</p>
事務局長	議長、暫時休憩願ひします。
臨時議長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
臨時議長	では、再開いたします。
臨時議長	<p>【農業委員会事務局職員紹介】 ここで職員の紹介を行います。局長より職員を紹介させます。局長。</p>
事務局長	<p>はい、それでは私の方から農業委員会事務局職員を紹介いたしたいと思ひます。こちらから順次紹介いたします。 事務局次長兼農業振興係長 菊池今英でございます。</p>
事務局次長	よろしくお願ひします。
事務局長	市長部局の農業振興課職員であります。農業委員会事務局併任職員でございます。副主幹の佐々木修でございます。
副主幹	よろしくお願ひします。
事務局長	農地係長 千葉芳治でございます。

農地係長	よろしくお願ひいたします。
事務局長	農地係主任 多田栄受でございます。
農地係主任	多田です。よろしくお願ひいたします。
事務局長	農業振興係主任 藤原美佐子でございます。
振興係主任	よろしくお願ひします。
事務局長	市長部局、農業振興課職員でございまして農業委員会事務局併任職員でございます。主任 菅野圭一でございます。
主任	よろしくお願ひします。
事務局長	最後となりました私、事務局長の河野でございます。 以上の体制で農業委員会事務局業務を行っております。今後ともよろしくお願ひいたします。
臨時議長	暫時休憩いたします。 (休憩)
臨時議長	【日程第1】 再開します。議事に入ります。日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席はただ今着席しております議席を指定いたします。
臨時議長	【日程第2】 次に日程第2、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員に菊池靖委員、白金英子委員、会議書記に事務局 菊池今英次長を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
臨時議長	ご異議なしと認め会議録署名委員に菊池靖委員、白金英子委員、会議書記に事務局 菊池今英次長を指名いたします。
臨時議長	【日程第3】 日程第3、会長の互選を行います。お諮りいたします。互選の方法につきましては地方自治法第118条第3項の規定により、指名推薦によりたいと思います。これにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
臨時議長	ご異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推薦によることと決しました。お諮りいたします。指名の方法については当職において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
臨時議長	ご異議なしと認めます。よって、当職において指名することに決しました。会長に千葉勝義委員を指名いたします。お諮りいたします。ただ今当職において指名いたしました千葉勝義委員を会長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
臨時議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました千葉勝義委員が会長に当選いたしました。会長に当選された千葉勝義委員よりご挨拶があります。</p>
会長	<p>昨日の全員協議会でも話したとおりでございますけれども、これからの農業行政は山があると思います。低い山、高い山、それを乗り越えるためには農業委員さん全員の協力が必要でございます。これからもよろしくお願いします。</p>
臨時議長	<p>会長が決定いたしましたので、ここで議長を交代します。</p>
議長	<p>これ以降につきましては、会議規則第9条に基づき、議長を務めさせていただきます。</p>
議長	<p>【日程第4】 日程第4、会長職務代理者の互選を行います。お諮りいたします。互選の方法につきましては、地方自治法第118条第3項の規定により指名推薦によりたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推薦によることに決しました。お諮りいたします。指名の方法については当職において指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、当職において指名することに決しました。会長職務代理者に奥友康悦委員を指名いたします。お諮りいたします。ただ今当職において指名いたしました奥友康悦委員を会長職務代理者の当選人と定めることにご異議ありませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました奥友康悦委員が会長職務代理者に当選いたしました。会長職務代理者に当選されました奥友康悦委員よりご挨拶があります。よろしくお願いします。</p>
新会長職務代理者	<p>改めまして、奥友です。会長を補佐し、皆様のご協力を得て、農業委員会所期の目的をきちんと達成していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ご苦労様でした。</p>
議長	<p>【日程第5】 それでは日程第5、議席の決定を行います。議席は会議規則第8条第1項の規定に関わらず、議長において決定いたします。委員諸君の氏名とその議席番号を、職員をして朗読いたします。事務局長お願いいたします。</p>
事務局長	<p>はい。それでは会長と会長職務代理者が決定したことによりまして、議席につきまして私の方から読み上げますので、よろしくお願いいたしますと思います。 1番、菊池靖委員。 2番、白金英子委員。</p>

	<p>3 番、多田登委員。 4 番、古屋敷徳夫委員。 5 番、奥寺晴夫委員。 6 番、佐々木恵美子委員。 7 番、新田佐悦委員。 8 番、河内克倫委員。 9 番、綱木秀治委員。 10 番、多田靖志委員。 11 番、佐々木義弘委員。 12 番、鈴木重徳委員。 13 番、鬼原壽一委員。 14 番、田中ナオ子委員。 15 番、菊池清重委員。 16 番、小向幸子委員。 17 番、佐々木誠一委員。 18 番、奥友康悦委員。 19 番、千葉勝義委員。</p> <p>以上となります。よろしく願いいたします。なお、ただ今読み上げましたとお り席を、会長、会長職務代理者の席を移動お願いいたしたいと思 います。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	再開いたします。事務局長から発言求められてございますので許可します。
事 務 局 長	<p>大変申し訳ございません。議席番号でございますが、先ほど読み上げました議席番 号に一部誤りがございましたので、訂正して、再度ご報告をさせていただきたいと思 います。5 番が佐々木誠一委員でございます。17 番が奥寺晴夫委員でございます。他 は先ほど申し上げました議席番号で間違いございません。お詫びをいたしまして訂正 いたします。大変申し訳ありませんでした。</p>
議 長	<p>はい、大変失礼して、申し訳ございませんでした。ただ今申し送りいたしました とお り議席を決定いたします。</p>
議 長	<p>【日程第 6】</p> <p>それでは次に日程第 6、議案第 73 号、「遠野市農業委員会規則の一部を改正する規 則について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事 務 局 長	暫時休憩をお願いします。
議 長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議 長	それでは再開いたします。事務局、説明をお願いします。
事 務 局 次 長	<p>議案第 73 号、遠野市農業委員会規則の一部を改正する規則について、をご説明 いた します。当農業委員会が改正農業委員会法適用となる委員 19 名、推進委員 26 名の 新体制に移行することに伴い規則の一部改正をするものでございます。資料は別紙 「新旧対照表」をご覧いただきたいと思います。主な改正点をご説明いたします。 第 3 条、総会の所掌事務。その中に農地利用最適化推進委員の委嘱に関すること等 を規定するものでございます。また、第 7 条、各専門委員会の定数を 15 人以内から</p>

		<p>9人以内に改定する内容としてございます。その他、選挙の廃止等、改正法の内容に適合するよう内容を改めるものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>はい、それでは説明が終了しましたので質疑に入ります。ただ今配布されて、ちょっと時間を取りたいと思います。目を通してから質疑に入りたいと思いますので、2分ほど熟読願います。</p>
議	長	<p>質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第73号については原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第7】 次に日程第7、議案第74号、「遠野市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について」を上程いたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局次長		<p>議案第74号、遠野市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。会議規則を別紙のとおり一部改正するものでございます。前の議案と同様に、当農業委員会が新体制に移行することに伴い一部の改正をするものでございます。資料は、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。主な改正点でございます。</p> <p>第18条を農地利用最適化推進委員等の意見聴取に改め、総会は議案の審議に当たり必要に応じて農地利用最適化推進委員の出席を求め意見を聴くことができる、という規定に改めるものでございます。その他、改正法の内容に適合するよう内容を改めるものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>それでは、説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第74号については原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第8】 次に日程第8、議案第75号、「遠野市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令について」を上程いたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局次長		<p>議案第75号、遠野市農業委員会事務局規程の一部を改正する訓令について、ご説明いたします。遠野市農業委員会事務局規程を別紙のとおり一部改正するものでございます。資料は新旧対照表をご覧いただきたいと思います。主な改正は第3条、係の分掌事務に、農業委員会法の改正により新たに必須業務とされた農地利用最適化業務に関する内容を規定しようとするものでございます。</p>

		<p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 75 号については 原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 75 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第 9】</p> <p>次に日程第 9、議案第 76 号、「家族経営協定推進アドバイザー設置要綱の一部改正（案）について」を上程いたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局次長		<p>議案第 76 号、家族経営協定推進アドバイザー設置要綱の一部改正（案）について、ご説明いたします。新体制の移行に伴い、家族経営協定推進アドバイザーの定数の規定を改め、定数を 9 人に改正しようとするものでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議	長	<p>それでは、説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第 76 号については原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 76 号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第 10～日程第 35】</p> <p>次に日程第 10、議案第 77 号から日程第 35、議案第 102 号の「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を一括で上程いたします。事務局に説明をお願いします。</p>
事務局長		<p>議案第 77 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、承認を求めます。</p> <p>住 所 遠野市上組町 9 番 22 号 氏 名 菊池 孝 生年月日 昭和 22 年 1 月 31 日</p> <p>議案第 78 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、承認を求めます。</p> <p>住 所 遠野市遠野町 32 地割 39 番地 2 氏 名 萩野 一 生年月日 昭和 34 年 10 月 28 日</p> <p>議案第 79 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、</p>

承認を求める。

住 所 遠野市綾織町新里 17 地割 15 番地
氏 名 五十嵐 俊弥
生年月日 平成 6 年 12 月 18 日

議案第 80 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、承認を求める。

住 所 遠野市綾織町上綾織 9 地割 13 番地
氏 名 昆 光義
生年月日 昭和 31 年 4 月 27 日

議案第 81 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、承認を求める。

住 所 遠野市小友町 2 地割 26 番地
氏 名 菊池 洋人
生年月日 昭和 29 年 3 月 17 日

議案第 82 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、承認を求める。

住 所 遠野市小友町 21 地割 56 番地
氏 名 昆野 裕子
生年月日 昭和 33 年 2 月 4 日

議案第 83 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、承認を求める。

住 所 遠野市附馬牛町下附馬牛 21 地割 8 番地 2
氏 名 藤田 優一
生年月日 昭和 30 年 3 月 11 日

議案第 84 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、承認を求める。

住 所 遠野市附馬牛町東禅寺 7 地割 12 番地 6
氏 名 山本 昌邦
生年月日 昭和 29 年 12 月 28 日

議案第 85 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、承認を求める。

住 所 遠野市松崎町光興寺 13 地割 83 番地
氏 名 菊池 秀樹
生年月日 昭和 29 年 4 月 5 日

議案第 86 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、承認を求める。

住 所 遠野市松崎町駒木 22 地割 13 番地 2
氏 名 菊池 勝
生年月日 昭和 31 年 4 月 9 日

議案第 87 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、承認を求める。

住 所 遠野市松崎町駒木 7 地割 71 番地 19
氏 名 山口 岩男
生年月日 昭和 30 年 12 月 24 日

議案第 88 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、承認を求める。

住 所 遠野市土淵町栃内 15 地割 35 番地
氏 名 小笠原 正
生年月日 昭和 28 年 4 月 13 日

議案第 89 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、承認を求める。

住 所 遠野市土淵町柏崎 8 地割 33 番地
氏 名 菊池 英二
生年月日 昭和 32 年 3 月 19 日

議案第 90 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、承認を求める。

住 所 遠野市土淵町土淵 12 地割 55 番地 3
氏 名 似田貝 順一
生年月日 昭和 22 年 5 月 23 日

議案第 91 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、承認を求める。

住 所 遠野市青笹町糠前 25 地割 72 番地 1
氏 名 菊池 久康
生年月日 昭和 25 年 7 月 11 日

議案第 92 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、承認を求める。

住 所 遠野市青笹町糠前 16 地割 2 番地 5
氏 名 菊池 日出夫
生年月日 昭和 30 年 2 月 12 日

議案第 93 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、承認を求める。

住 所 遠野市青笹町糠前 28 地割 62 番地 1
氏 名 佐野 賢三
生年月日 昭和 22 年 4 月 10 日

議案第 94 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、承認を求める。

住 所 遠野市上郷町平倉 23 地割 4 番地 5
氏 名 菊池 妙子
生年月日 昭和 43 年 4 月 14 日

議案第 95 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、承認を求める。

住 所 遠野市上郷町平倉字寺田 18 番地 5
氏 名 菊池 利男
生年月日 昭和 33 年 4 月 4 日

議案第 96 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、承認を求める。

住 所 遠野市上郷町板沢 22 地割 12 番地 5
氏 名 菊池 正明
生年月日 昭和 32 年 2 月 2 日

議案第 97 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、承認を求める。

住 所 遠野市宮守町下宮守 32 地割 150 番地 8
氏 名 佐藤 芳夫
生年月日 昭和 19 年 3 月 25 日

議案第 98 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、承認を求める。

住 所 遠野市宮守町下宮守 35 地割 67 番地
氏 名 多田 和敏
生年月日 昭和 25 年 7 月 15 日

議案第 99 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、承認を求める。

住 所 遠野市宮守町達曾部 44 地割 70 番地
氏 名 佐々木 美智子
生年月日 昭和 33 年 11 月 26 日

議案第 100 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、承認を求める。

住 所 遠野市宮守町達曾部 25 地割 35 番地
氏 名 多田 仁
生年月日 昭和 29 年 11 月 30 日

議案第 101 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、承認を求める。

住 所 遠野市宮守町下鱒沢 33 地割 5 番地 5
氏 名 菊池 由雄
生年月日 昭和 30 年 2 月 20 日

	<p>議案第 102 号、農地利用最適化推進委員の委嘱について、次の者を農地利用最適化推進委員に委嘱したいので、農業委員会等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により、承認を求める。</p> <p>住 所 遠野市宮守町上鱒沢 12 地割 49 番地 1 氏 名 佐々木 幸悦 生年月日 昭和 23 年 5 月 14 日</p> <p>以上、26 名、平成 30 年 3 月 2 日提出、遠野市農業委員会会長 千葉勝義。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明がありました議案第 77 号から議案第 102 号の「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、議案ごとに順を追い、人事案件でございますので質疑省略し、直ちに採決をいたします。</p> <p>お諮りいたします。議案第 77 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 77 号は「可」と決しました。</p> <p>お諮りいたします。議案第 78 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 78 号は「可」と決しました。</p> <p>お諮りいたします。議案第 79 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 79 号は「可」と決しました。</p> <p>お諮りいたします。議案第 80 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 80 号は「可」と決しました。</p> <p>お諮りいたします。議案第 81 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 81 号は「可」と決しました。</p> <p>お諮りいたします。議案第 82 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 82 号は「可」と決しました。</p> <p>お諮りいたします。議案第 83 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 83 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 84 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 84 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 85 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 85 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 86 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 86 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 87 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 87 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 88 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 88 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 89 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 89 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 90 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 90 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 91 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 91 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 92 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p>

		<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 92 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 93 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p>
		<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 93 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 94 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p>
		<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 94 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 95 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p>
		<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 95 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 96 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p>
		<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 96 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 97 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p>
		<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 97 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 98 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p>
		<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 98 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 99 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p>
		<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 99 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 100 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p>
		<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 100 号は「可」と決しました。 お諮りいたします。議案第 101 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p>

		<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 101 号は「可」と決しました。お諮りいたします。議案第 102 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」ご異議ございませんか。</p>
		<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 102 号は「可」と決しました。以上でございます。</p>
		<p>【日程第 36】</p>
議	長	<p>次に日程第 36、農政専門委員会委員の互選を行います。互選の方法については、地方自治法第 118 条第 3 項の規定により指名推薦によりたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
		<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推薦によることと決しました。指名の方法については当職において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
		<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、当職において指名することと決しました。遠野市農業委員会規則第 7 条の規定に基づき、農政専門委員会委員に 9 人を指名いたします。ここで事務局長からその 9 人を朗読させます。</p>
事 務 局 長		<p>それでは私の方から農政専門委員会委員を朗読いたします。河内克倫委員、綱木秀治委員、奥友康悦委員、新田佐悦委員、白金英子委員、古屋敷徳夫委員、奥寺晴夫委員、佐々木誠一委員、多田靖志委員。 以上でございます。</p>
議	長	<p>それではお諮りいたします。ただ今当職において指名いたしました諸君を当選人と定めることにご異議ありませんか。</p>
		<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました諸君が農政専門委員会委員に当選されました。改めて農政専門委員会委員となる旨の承諾を求める文書を差し上げませんのでご了承願います。</p>
		<p>【日程第 37】</p>
議	長	<p>次に日程第 37、農地専門委員会委員の互選を行います。互選の方法につきましては地方自治法第 118 条第 3 項の規定により指名推薦によりたいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
		<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推薦によることと決しました。お諮りいたします。指名の方法については当職において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p>

		<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>	
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、当職において指名することに決しました。遠野市農業委員会規則第7条の規定に基づき農地専門委員会委員に9人を指名いたします。ここで事務局長からその9人を朗読させます。</p>	
事	務	局長	<p>それでは、農地専門委員会委員につきまして朗読いたします。鈴木重徳委員、佐々木義弘委員、小向幸子委員、菊池靖委員、田中ナオ子委員、佐々木恵美子委員、鬼原壽一委員、菊池清重委員、多田登委員。 以上でございます。</p>
議	長	<p>それでは、ただ今当職において指名いたしました諸君を当選人と定めることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>	
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました諸君が農地専門委員会委員に当選されました。改めて農地専門委員会委員となる旨の承諾を求める文書を差し上げませんのでご了承願います。</p>	
議	長	<p>【日程第38】 次に日程第38、農政専門委員会委員長の互選を行います。互選の方法につきましては地方自治法第118条第3項の規定により指名推薦によりたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>	
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推薦によることと決しました。指名の方法については当職において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>	
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、当職において指名することと決しました。農政専門委員会委員長に佐々木誠一委員を指名いたします。ただ今当職において指名いたしました佐々木誠一委員を農政専門委員会委員長の当選人と定めることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>	
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました佐々木誠一委員が農政専門委員会委員長に当選されました。農政専門委員会委員長に当選されました佐々木誠一委員よりご挨拶があります。</p>	
農政専門委員会	委員長	<p>本日から新農業委員会法の体制がスタートいたしました。必須業務を基軸として皆さんと共にまい進したいと思います。よろしく願いいたします。</p>	
議	長	<p>はい、よろしく願いします。</p>	
議	長	<p>【日程第39】 次に日程第39、農政専門委員会副委員長の互選を行います。互選の方法につきましては地方自治法第118条第3項の規定により指名推薦によりたいと思います。これに</p>	

		ご異議ございませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	ご異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推薦によることと決しました。指名の方法については当職において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	ご異議なしと認めます。よって、当職において指名することに決しました。農政専門委員会副委員長に奥寺晴夫委員を指名いたします。ただ今当職において指名いたしました奥寺晴夫委員を農政専門委員会副委員長の当選人と定めることにご異議ございませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました奥寺晴夫委員が農政専門委員会副委員長に当選いたしました。
		【日程第 40】
議	長	次に日程第 40、農地専門委員会委員長の互選を行います。互選の方法につきましては地方自治法第 118 条第 3 項の規定により指名推薦によりたいと思います。これにご異議ございませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	ご異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推薦によることと決しました。指名の方法については当職において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	ご異議なしと認めます。よって、当職において指名することに決しました。農地専門委員会委員長に佐々木義弘委員を指名いたします。ただ今当職において指名いたしました佐々木義弘委員を農地専門委員会委員長の当選人と定めることにご異議ございませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました佐々木義弘委員が農地専門委員会委員長に当選されました。農地専門委員会委員長に当選されました佐々木義弘委員よりご挨拶があります。
農地専門委員会委員長		ただ今指名いただきました佐々木義弘です。委員皆様のご協力を仰ぎながら職務を全うしてまいりますので、よろしくをお願いします。
議	長	はい、よろしくをお願いします。
		【日程第 41】
議	長	それでは日程第 41、農地専門委員会副委員長の互選を行います。互選の方法につきましては地方自治法第 118 条第 3 項の規定により指名推薦によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

		<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、互選の方法は指名推薦によることと決しました。指名の方法については当職において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
		<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、当職において指名することと決しました。農地専門委員会副委員長に小向幸子委員を指名いたします。ただ今当職において指名いたしました小向幸子委員を農地専門委員会副委員長の当選人と定めることにご異議ございませんか。</p>
		<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました小向幸子委員が農地専門委員会副委員長に当選いたしました。</p>
議	長	<p>【日程第 42】 日程第 42、「地区担当割」については別添資料のとおり割り当てたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
1 2 番 委 員		<p>12 番、鈴木です。すいません、訂正をお願いいたします。私の 12 番の部分ですけれども、鶯崎住宅の部分の、14 区の部分で 4 番の河内さんの方に移動してもらえればと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p>
事 務 局 長		<p>それでは、皆さんのお手元に地区担当表お渡ししてございます。昨日の聞き取り等を担当表に反映したものでございますが、鈴木重徳委員からの訂正ということで、鈴木重徳委員の担当地区でございました 14 区を河内委員の方に移動するというので、そのように訂正させていただきたいと思います。事務局の方からもよろしくをお願いいたします。</p>
1 2 番 委 員		<p>はい。</p>
議	長	<p>それでは、その他ございませんか。</p>
		<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>それでは、ご異議なしと認め、地区担当割は修正のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【日程第 43】 次に日程第 43、家族経営協定推進アドバイザーについて、当職において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。</p>
		<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、当職において指名することに決しました。家族経営協定推進アドバイザーに 9 人を指名いたします。ここで事務局長から 9 人を朗読させます。</p>
事 務 局 長		<p>家族経営協定推進アドバイザーについて、朗読いたしたいと思います。河内克倫委員、綱木秀治委員、佐々木義弘委員、小向幸子委員、白金英子委員、田中ナオ子委員、</p>

		<p>佐々木恵美子委員、佐々木誠一委員、多田靖志委員。 以上、朗読させていただきました。よろしくお願ひします。</p>
議	長	<p>ただ今当職において指名いたしました9名を家族経営協定推進アドバイザーとすることに異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました諸君が家族経営協定推進アドバイザーに当選されました。</p>
議	長	<p>【日程第44】 次に日程第44、「農業委員会だより」編集委員について、当職において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、当職において指名することに決しました。「農業委員会だより」の編集委員に6人を指名いたします。ここで事務局長から6人を朗読させます。</p>
事 務 局 長		<p>「農業委員会だより」編集委員につきまして、朗読いたします。綱木秀治委員、白金英子委員、古屋敷徳夫委員、佐々木恵美子委員、菊池清重委員、多田登委員。 以上でございます。</p>
議	長	<p>はい。ただ今当職において指名いたしました6名を農業委員会だよりの編集委員とすることに異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました諸君が農業委員会だよりの編集委員に当選されました。</p>
議	長	<p>【日程第45】 次に日程第45、遠野市農業者年金加入推進班長について、当職において指名することにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、当職において指名することに決しました。遠野市農業者年金加入推進班長に9人を指名いたします。ここで事務局長から9人を朗読させます。</p>
事 務 局 長		<p>遠野市農業者年金加入推進班長につきまして、朗読いたします。鈴木重徳委員、菊池靖委員、綱木秀治委員、奥友康悦委員、新田佐悦委員、古屋敷徳夫委員、奥寺晴夫委員、鬼原壽一委員、多田登委員。 以上でございます。</p>
議	長	<p>はい。ただ今当職において指名いたしました9名を遠野市農業者年金加入推進班長とすることに異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

議	長	ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました諸君が遠野市農業者年金加入推進班長に当選されました。
議	長	<p>【その他】</p> <p>それでは次第の 10、その他に入りたいと思います。委員の皆様方からその他で何かございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	なしでよろしいでしょうか。事務局からは。
事務局次長		皆様に 2 枚物の資料でお配りしておりますが、遠野市農業委員会互助会の規約の改正について、でございます。赤い文字となっておりますところ、会員に農地利用最適化推進委員を加えること。それからお配りした資料に誤りがありましたので訂正をお願いしたいと思います。農地利用最適化推進委員の (2)、年額でございますが 9,000 円となっておりますが 8,000 円に訂正をお願いします。最適化推進委員の年額を掲げようとするものでございます。それから、新旧対照表が次の資料でございます。以上、よろしく申し上げます。
議	長	この会費はいつまでですか。
事務局次長		会費につきましては 3 月の総会の際に頂戴したいと思います。3 月の総会の通知に書いて、通知したいと思います。
事務局長		今の互助会の規約は改正案でございますので、これでよろしいかどうかお諮りをしていただければと思います。
議	長	先ほど事務局から説明がございました遠野市農業委員会互助会の規約の案でございますが、赤書きの部分が訂正になった所、さらに第 17 条の農地利用最適化推進委員の年額が 8,000 円に訂正を願いたいと。それに伴いまして 2 ページ目の (2) ですね、ここも農地利用最適化推進委員が 9,000 円になっていますので、ここも 8,000 円に訂正を願いたいということです。これに伴いまして委員の皆様から質疑、意見ございますか。
10 番委員		10 番、多田です。前のことで大変恐縮なのですが、私が前に農業委員をやっていた時の互助会では、定例の総会の中で互助会の会計報告があり、そして残ったお金の処理等もその中で決めたわけなのですが、今回は最適化推進委員さんの入った総会が新たにあるということですか。
事務局長		お答えいたします。まず会計処理の決算でございますが、決算は、解散される農業委員さん方に還付金を返す都合上、2 月の総会でご報告をしたところでございます。そして今回につきましては、農地利用最適化推進委員さん方も含めての規約の改正案というところでございます。その新体制ということで、改正案を本日ご提案したところでございますし、ご質問がございました農地利用最適化推進委員についてというところでございますが、その辞令終了後にこの規約の案をお話してご了解を得るということで。その合同に関してはこれからの課題ということで、農地利用最適化推進委員をどうするかということ、例えば農地利用最適化推進委員だけで協議会を作るか、あるいは年に何回か総会と合同で全大会を開催するか、そういったところをどうするか検討中でございまして、3 月の定例総会に議案を出す予定でございます。
10 番委員		もう一度よろしいですか。こちらに書かれている総会規定が 15 条ありますけれども、その総会の意義を一緒にするのとかどうか聞いたところなのですが、それも後から決めるということですか。

事務局 長	本来であれば本総会、そして農地利用最適化推進委員の辞令交付式の後にその方針をご説明できればよかったですのですが、少し言い訳ですがバタバタしておりましてそこまで準備できなかったもので、3月総会の際にその方針は出したいと思います。
議 長	よろしいですか。
10番 委員	はい。
議 長	その他皆さんからは。
委 員	農地利用最適化推進委員さんが今回入ることになって、例えば委員さんの総会のようなものを計画していてそこで説明するのか、それとも今日説明するのですか。
事務局 長	今日の辞令交付式終了後に同じ資料をお配りして説明してご理解を得たいと思っております。ただ今回はこのような形で、互助会の方を最適化推進委員さんをお願いする形で、今後必要な事項を決める場合には合同にするのか最適化推進委員で協議会を作るかということについては今後、3月総会で提案したいと思っておりました。
議 長	あと委員さんの方から。
8番 委員	河内です。規約の別表についてです。備考欄に「現職の花輪は会長交際費から支出」と記載なっております。会長交際費なるものは科目として出す予定なのでしょうか。昨日の説明資料の中では、事業費の中で、交際費、雑費ということになってございますので、もし必要とあらば追加の雑費の中ということになると思うのですけれども。質問させていただきます。
事務局 長	この規約はずっと前からこのような形で提供させていただいておりましたが、現職の花輪ということにつきましては会長交際費から支出ということはありませんのでございます。ですからこの備考欄は、ちょっと私たちも気づきませんでした。「現職の花輪は会長交際費から支出」のところは削除ということをお願いいたします。大変申し訳ありません。
委 員	会長交際費というそのものがないということですか。
事務局 長	と思います。
議 長	ここは削除という形になりますのでよろしく申し上げます。あとはよろしいですか。何でもいいですよ。
7番 委員	7番です。今日4時に集まってそれから総会ですか。
事務局 長	本日これからの予定でございます。4時に最適化推進委員の辞令交付式がございます。その際には農業委員さんも全員出席ということになりますが、その場におきましては辞令交付式の後は特に会合ということ、時間もありませんので。6時から懇親会で今後に関してのご説明をしたいと思っております。時間の都合上そのようにさせていただきます。
7番 委員	では後は4時に来てということ。
議 長	確認です。辞令交付式の場面に出てもらえれば後は解散ということですね。後は6時にお集まりいただきたいということで。あとはよろしいですか。

<p>事務局 長</p>	<p>私の方から2点ほどございます。先ほど申し上げましたが、4時から最適化推進委員の辞令交付式がありますので、そこにご同席をお願いしたいと思いますし、あとは今後の予定でございます。</p> <p>今後の予定は現地確認、総会等々でございますけれども、今月の総会の日程は3月26日でございます。現地確認は3月16日の予定でございます。現地確認につきましては継続の農業委員さんはお分かりかと思いますが、該当する場合は通知を差し上げます。該当あってもなくても通知は差し上げます。あってもなくても通知は行きますので、自分たちの地区があるのかどうか確認をお願いいたします。そして3月の総会の際に4月の年間のスケジュールをお渡ししたいと思います。昨日もお話したとおり総会は25日前後、現地確認は15日前後で日程を組む予定でございますので、よろしくをお願いいたします。なお、これについては、通知は発送したいと思いますのでよろしく申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長</p>	<p>【閉会】</p> <p>本日の日程はこれで全部終了いたしました。以上で第109回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。</p> <p>午前10時30分閉会</p> <p>署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____</p> <p>同 番 _____</p> <p>遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____</p>